

様式第7号（要綱第6関係）

遷延性意識障がい者治療研究事業委託契約書

福島県（以下「甲」という。）は （以下「乙」という。）

と次の条項により、遷延性意識障がい者治療研究事業に関し委託契約を締結する。

第1条 甲は「遷延性意識障がい者治療研究事業実施要綱」（昭和50年9月27日付け50公衛第776号通知）（以下「要綱」という。）に定めるところにより乙に遷延性意識障がい者の治療研究の実施を委託し、乙はこれを受託した。

第2条 乙が第1条にかかる費用について甲に請求することができる額は、認定を受けた者（以下「対象患者」という。）について、次の各項に規定する額の合計額とする。

1 「診療報酬の算定方法（平成「20年厚生労働省告示第59号）」、「入院時食事療養費に係る食事療養に係る食事療養及び入院時生活療養に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）」、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）」、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第496号）」若しくは「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の算定方法（平成20年厚生労働省告示第93号）」により算定した額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者又は市町村が負担すべき額（「附加給付」（保険者が社会保険各法による組合である場合において、当該社会保険法による保険給付に併せてその規定等をもって当該組合が行う保険給付としてのその他の給付をいう。）がある場合はその額を含む。）を控除した額（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療を受ける対象患者については、同法の規定による一部負担金、入院時食事療養標準負担額及び入院時生活療養標準負担額並びに基本利用料に相当する額）

2 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示19号）」又は「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第21号）」又は「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）」により算定した額の合計額から介護保険法の規定による当該疾患に係る訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、指定介護療養施設サービス、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防居宅療養管理指導に関し保険者が負担すべき額（介護保険法第69条第3項の規定の適用がある場合にあつては、当該規定が適用される前の額）を控除した額

第3条 乙が行う第2条の費用の請求は、各月に行った医療につき、要綱第5号様式による請求書を作成し、翌月10日まで甲に提出する。

第4条 甲は、乙から前条の請求があったときは、その内容を審査し、請求があった日から30日以内に支払うものとする。

第5条 乙は、遷延性意識障がい者治療研究の費用として第2条により甲に請求できる額は、対象患者に対して請求しないものとする。

第6条 甲は遷延性意識障がい者治療研究事業について、必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告又は帳簿、書類の提示を求めることができる。

第7条 この契約の有効期限は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

第8条 この契約期間の満了前1カ月まで甲、乙いずれか一方から契約を解除する旨の意思表示がない限り、契約期間満了の日の翌月から向こう1カ年間順次契約を更新したものとみなす。

第9条 この契約に定めるもののほか、この事業を実施するために必要な事項は、その都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の確立を証するため、本書2通を作成し、双方記名捺印のうえ各自1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 福 島 県

代 表 者 福島県知事 内堀 雅雄 印

医療機関住所

乙 医療機関名称

(開設者住所) 印

(開設者名称)

代 表 者